



令和 2 年 9 月 8 日
住宅局 建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第 10 条の規定により、中央建築士審査会※（8 月 31 日開催）の同意を得て、別紙のとおり免許取消処分及び業務停止処分（8 月 31 日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第 28 条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ひなた こういち (登録番号 第215053号)
日向 浩一

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県内の各建築物（23物件。以下「本件各建築物」という。）について、株式会社エムディアイー級建築士事務所（東京都知事登録第36122号。現株式会社レオパレス21一級建築士事務所。）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件各建築物の設計図書の断面図では、共同住宅の各戸の界壁が小屋裏ないし天井裏に達する設計がされているにもかかわらず、本件各建築物には界壁が小屋裏や天井裏に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

2 かとう あゆむ (登録番号 第246627号)
加藤 歩

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

埼玉県・長野県内の各建築物（18物件。以下「本件各建築物」という。）について、株式会社レオパレス21一級建築士事務所大宮支店（埼玉県知事登録第7331号）及び株式会社レオパレス21一級建築士事務所（群馬県知事登録第3467号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件各建築物の設計図書の断面図では、共同住宅の各戸の界壁が小屋裏ないし天井裏に達する設計がされているにもかかわらず、本件各建築物には界壁が小屋裏や天井裏に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

3 ^{いしい} ^{しょういち} 石井 正一 (登録番号 第228032号)

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県内の各建築物（16物件。以下「本件各建築物」という。）について、株式会社レオパレス21一級建築士事務所東京支店（東京都知事登録第51033号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件各建築物の設計図書の断面図では、共同住宅等の各戸の界壁が小屋裏ないし天井裏に達する設計がされているにもかかわらず、本件各建築物には界壁が小屋裏や天井裏に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法第30条（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

4 ^{くぼた} ^{みつまる} 久保田 光丸 (登録番号 第149953号)

① 処分の内容

令和3年3月1日から業務停止4月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物（1物件。以下「本件建築物」という。）について、建築士たる建築主として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けずに、建築の工事を行った。

また、本件建築物について、建築士たる建築主として、同法第43条第1項の規定に違反する建築の工事（本件建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならないにもかかわらず、これに適合しない建築の工事）及び同法第53条第1項の規定に違反する建築の工事（本件建築物の建ぺい率は60%を超えてはならないにもかかわらず、これに適合しない建築の工事）を行った。

5 ^{とだ} ^{ひろあき} 戸田 博昭 (登録番号 第61184号)

① 処分の内容

令和3年3月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

栃木県内の建築物（1物件）について、建築士たる代理者及び工事監理者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けずに建築の工事が行われることを容認した。

以上